

# テクノアソシエグループ人権方針

## 1. 基本的な考え方

テクノアソシエグループは、基本精神である「事業精神」、「経営理念」、「企業行動憲章」に基づく高い企業倫理の下、公正な事業活動を行うことを不变の基本方針としています。テクノアソシエグループは、今後もグローバル社会とともに発展していくにあたり、自らのすべての事業活動が、人権尊重を前提に成り立っているものでなければならないと認識しています。テクノアソシエグループは、人権尊重の取り組みをグループ全体で推進し、その責務を果たす努力をしていきます。

## 2. 位置づけ

テクノアソシエグループは、世界のすべての人々が享受すべき基本的人権について規定した「国際人権章典」（世界人権宣言と国際人権規約）、労働における基本的権利（結社の自由及び団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業における差別の排除）を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」および「子どもの権利とビジネスの原則」を支持し尊重しております。そして国連の「グローバル・コンパクト 10 原則」と「ビジネスと人権に関する指導原則」を基に、「テクノアソシエグループ人権方針」（以下、本方針という）を定め人権尊重の取り組みを推進していきます。また本方針は、テクノアソシエグループの「事業精神」、「経営理念」、「企業行動憲章」に基づき、人権尊重の取り組みを約束するものです。

## 3. 適用範囲

本方針は、テクノアソシエグループの全役職員（役員・正社員・契約社員を含む、すべての社員）に適用します。また、テクノアソシエグループは、自らの事業活動に関するすべてのビジネスパートナーに対しても、本方針の遵守を求めます。

## 4. 人権尊重の責任

テクノアソシエグループは、自らの事業活動において影響を受ける人びとの人権を侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たすことを誓います。ビジネスパートナーやその他の関係者において人権への負の影響が引き起こされている場合には、これらのパートナーに対しても、人権を尊重し、侵害しないよう求めていきます。

## (1) 人権デューディリジェンス

テクノアソシエグループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の実行を通じて、人権尊重の責任を果たすため、人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施していきます。人権デューディリジェンスには、潜在的または実際の人権への負の影響を特定・評価し、そのリスクを防止または軽減するための措置を講じることが含まれます。

## (2) 教育

テクノアソシエグループは、自らの役職員に対し、適切な教育を行います。

## (3) 適用法令の遵守

テクノアソシエグループは、事業活動を行うそれぞれの地域において、その国の国内法および規制を遵守いたします。また、国際的に認められた人権と各国法の間に矛盾がある場合においては、テクノアソシエグループは、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求していきます。

## (4) 対話・協議

テクノアソシエグループは、本方針の一連の取り組みにおいて、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用するとともに、ステークホルダーと対話と協議を、誠意をもって行います。

## (5) 情報開示

テクノアソシエグループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みの進捗状況を、ウェブサイトや報告書等で開示します。

## 5. 救済

テクノアソシエグループが人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

2021年1月5日

株式会社テクノアソシエ

代表取締役社長 森谷 守